

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

第8回総会のご案内



2010年度は県内で着物レンタルを行う事業者に対し、適格消費者団体として関東で初の差止請求訴訟を提訴し和解が成立する結果となり、消費者被害の拡大防止に大きく貢献いたしました。

今後もこれまでの活動を大切にし、消費者団体や行政とのネットワークをさらに強め消費者の利益や権利が確保される社会へむけて活動していきます。

つきましては特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会定款第20条に基づいて、第8回総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようお願い申し上げます。

第8回総会 開催要項

1. 日時：2011年6月27日（月）10:30～12:30
2. 会場：浦和コミュニティセンター 第13集会室（浦和パルコ10階）
3. 議事
第1号議案 2010年度事業報告ならびに会計収支決算承認の件
監査報告
第2号議案 役員一部選任の件
報告 第1回理事会報告
2011年度事業計画と会計収支予算
活動委員会の活動報告 活動委員紹介

総会記念講演 11:30～12:30 （総会終了後に引き続き同会場で開催します）

「集团的消費者被害救済制度と適格消費者団体の役割」

～作ろう！泣き寝入りとやり得をなくす制度を～

講師：野々山宏弁護士（独立行政法人国民生活センター理事長）

正会員の皆様へのご案内

正会員の皆様には、6月中旬を目処に、別途、正式なご案内状と議案書ならびに参加連絡表をお送りしますので、その参加連絡表にて、ご出欠ならびに書面議決書のご連絡をくださいますようお願いいたします。

賛助会員の皆様へのご案内

賛助会員の皆様には、議案書をお送りします。総会の傍聴をご希望の方は、事務局までファックスでご連絡くださいますようお願いいたします。

なくす会 この間の活動

【現在、取り組んでいる事案】

♣着物レンタルのキャンセル条項の検討を続けています

消費者から情報提供があった、レンタルを行っている事業者数社のキャンセル条項等を元に、不当条項のリスト(ネガティブリスト)を検討しています。

♣着物レンタル事業者 1 社へ申入れ

昨年 5 月から申入れ・問合せを送っている 1 事業者から、文書回答が一度も得られていないため、対応について検討を続けています。

♣軽未使用車販売の契約書について事業者と交渉を進めています

消費者からの情報提供

→注文書を書いた翌日、電話で取り消しを申し出たところ、代金の 30%を支払えと言われた。注文書の裏に注文書特約条項が記載され、注文書だと思っていたものは契約書だった・・・

情報提供のあった注文書・特約条項等をもとに検討を進めています。



♣探偵社の解約料等について事業者に問合せを送り、検討を進めています

被害情報のあった探偵社の約款を入手し、内容について問合せを送りました。事業者からの回答を踏まえて検討を続けています。

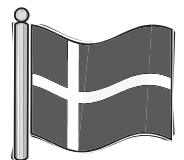
♣賃貸住宅の契約内容、違約金等の不当条項について検討を進めています

その他、中古車買取業者による被害情報、結婚相談所の解約料等について消費者の方から情報提供があり、内容について確認を進めています。

【ネットワーク活動】

第 47 回埼玉県消費者大会の実行委員会に今年も参加しています！

お知らせ



埼玉県消費者大会 第 1 回プレ学習会

「世界で一番幸せな国」～今こそ知りたい！デンマークの暮らしと医療福祉～

国民は十分豊かな生活をし、教育、老齢、病気の為に貯金をしなくても大丈夫といわれている国、デンマーク。そんな「世界で一番幸せな国」の制度や仕組みについてお話しいたします。

講師：ベンツ・リンドブラッド氏(元デンマーク大使館参事官)

日時：6月8日(水) 10時～12時

会場：浦和コミュニティセンター9階第15集会室(浦和パルコ9階)

申込み：048-844-8971(消費者大会実行委員会事務局)

参加費 200 円

国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース「中間整理」 に対して、なくす会も意見表明をします！

国民生活センターは、消費者から相談を受け、注意喚起情報を発信し、地方の消費生活センターの相談業務を支援し、消費生活相談員の研修を行う、国の独立行政法人ですが、昨年の行政刷新会議で「必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する」との方針が出され、12月の閣議決定後、消費者庁に「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」が設けられました。消費者庁と国民生活センター(以下、庁と国セン)が作成した、「国民生活センターの在り方の見直し中間整理」は、消費者行政全体の機能強化の観点でみるとさまざまな問題があり、このまま進むことは消費者行政全体の機能低下につながる恐れもあります。

「中間整理」本文：<http://www.caa.go.jp/region/index6.html#m01> に掲載

中間整理が示す組織構成の方向性

1. 国民生活センターの各機能を基本的に消費者庁に移管し一元化。法人は25年度をもって解消。
2. 「施設等機関」

国センの業務		中間整理の提案
①相談	直接相談 支援相談	閣議決定により廃止
②研修		施設等機関
③商品テスト	相談処理テスト 商品群テスト	
④情報提供		消費者庁の内部部局
⑤ADR		不明確(内部部局か)

中間整理に対する
国民生活センター
の立場

中間整理の留意点と論点

「中間整理」は議論すべき多数の論点があり、庁と国センが内容を合意したものではない。「今後の議論やヒアリング・パブコメの結果を踏まえ、組織のあり方が変わり得るものである」

5月13日～6月9日、この「中間整理」に対する意見を募集しており、なくす会でも以下の観点を中心に意見を出していきます。

👉 全体的な評価として・・・

中間整理では、国センの情報提供業務と商品テスト業務の一部を取り込んで消費者庁の強化を目指しているが、一元化することにより国センの機能が低下するマイナス面の方が深刻。

👉 業務の一体性確保について

中間整理の総論では「国センの各機能の相互補完性・一体性の確保」を認めているが、一応の独自性を認める「施設等機関」と「内部部局」と分断する提案であり、機能の一体性が不完全。

👉 直接相談業務の再開を

「直接相談」の廃止によって、国センが「消費者被害の実態を把握し地方へ相談支援を行う」という重要な役割を担えなくなるおそれが強い。直接相談業務を再開すべき。

👉 情報提供業務の内部部局化について

国センの情報分析・提供業務を消費者庁の内部部局に一元化することは、被害実態に基づいた迅速な情報提供が今より遅くなる可能性が大きい。司令塔役の庁と被害実態に基づく国センは役割が異なることから、併存的に情報提供業務を実施するか、情報提供をより迅速に実施できる施設等機関に一元化する方法が効果的である(消費者安全法15条1項の改正)。

平成 23 年度消費者支援功労者表彰

「ベスト消費者サポーター一章」受賞

主催：消費者庁

消費者支援功労者表彰とは・・・

「消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度」（昭和 60 年～）

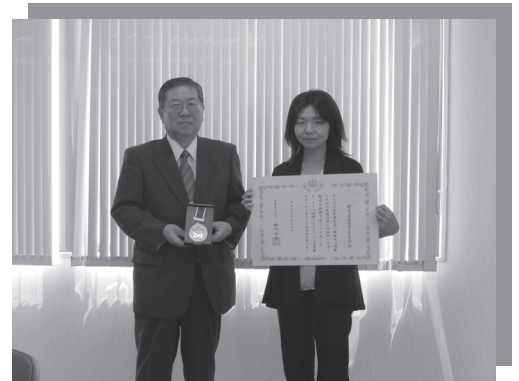
消費者庁創設に伴い、本年度から個人だけではなく『新しい公共』の重要な担い手である消費者団体・グループも幅広く表彰することとなり、消費者支援活動について幅広く奨励し、今後の活動の参考に資するため、できるだけ多くの顕著な功績のある方々を称え、広く社会に紹介するとの趣旨で、今回【ベスト消費者サポーター一章】を創設。

なくす会は消費者機構日本からの推薦により「ベスト消費者サポーター一章」を受賞しました。

《平成 23 年度被表彰者》

都道府県等から推薦された 129 件(個人 65 件、
団体 64 件)の中から、以下を選定

内閣総理大臣表彰	5 件
内閣府特命担当大臣表彰	20 件
ベスト消費者サポーター一章	60 件



第 1 回「いきいき消費者行政パートナーシップ表彰」受賞

主催：全国消団連

「いきいき消費者行政パートナーシップ」表彰は、表彰制度を通じて各地の消費者団体と行政の共同の取り組みを集約し、紹介しあい、持ち帰って消費者行政を活性化することをめざし、全国消費者団体連絡会が実施をしました。

全国 35 の消費者団体等から申し込みがあり、なくす会と埼玉県消費生活課との活動も事例集としてまとめられています。

※商品事故・契約トラブルにあった時は最寄りの消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ相談しましょう。**埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL 048(261)0999**

※「消費者ホットライン」では身近な消費生活相談窓口をご案内。（郵便番号入力が便利）

全国共通の電話番号 0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）

土日祝日など、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、毎日（年末年始を除く）利用が可能です。